

消費者庁調査報告書「住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等」について

平素は、弊社製品をご愛顧いただき、厚くお礼申し上げます。

2019年1月28日に、消費者庁から、調査報告書「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書／住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等」が公表されました。これを受けまして、弊社製品について下記の通りご説明をさせていただきます。

記

1. 今回調査報告書の概要

- (1) 火災事故等の再発防止策が求められた住宅用太陽光発電システムは、「屋根建材型」のうちの「鋼板等なし型」に該当するものです。消費者庁の調査報告書において、住宅用太陽光発電システムの累積設置棟数全体の約4.5%(約11万棟)と報告されています。
- (2) 消費者庁の報告書では、①施工不良によるケーブル起因の火災と、②モジュール起因の火災があるとされています。
モジュール起因の火災については、第1段階(配線接続部の高抵抗化)、第2段階(バイパス回路の常時通電)、第3段階(バイパス回路の断線)、第4段階(配線接続部の断線又は異常発熱)のプロセスを経て、アーク放電や異常発熱が生じると、配線接続部を覆っている封止材が発火する可能性が考えられる、とされています。

2. 弊社 住宅用太陽光発電システムにおける「屋根建材型」のうち「鋼板等なし型」対象品

- (1) 屋根材型太陽電池モジュール:PV-MY075形、PV-MY075A形、PV-MY068A形
出荷期間:1999年度～2009年度
- (2) 弊社対象製品の事故事例はありません。

対象となる弊社製品の設置事例比較

対象品設置事例	対象外品設置事例
 <p>屋根材型 ・屋根瓦と太陽電池との間に隙間がない</p>	 <p>屋根置き型 ・架台の設置があり太陽電池との間に<u>隙間がある</u></p> 

※なお 2010年度以降に、弊社が製造・販売した住宅用太陽光発電システムは、「鋼板等なし型」には該当しません。また、事故事例はありません。

3. 今後の対応

今回の事故等原因調査報告書を受け、今後、関係省庁から出されるガイドラインに従い、改めて当ホームページにてご案内させていただきます。

4. お問い合わせ窓口

三菱太陽光発電技術相談センター

電話番号 フリーダイヤル(無料) 0120-314-382

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日・当社休業日除く)

※太陽光発電協会(JPEA)の発表内容については、以下をご参照下さい。

JPEA ホームページ:<http://www.jpea.gr.jp/topics/190128.html>

以上